

愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県内における自転車に関わる交通事故の防止に向け、自転車の交通安全教育について効果的な手法等を検討するため、愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 愛知県内における自転車に関わる交通事故の防止に向けた効果的な交通安全教育に関すること
- (2) 教育用パンフレットの内容等に関すること

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議等の傍聴方法については、別に定める。
 - 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別表

愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議 委員名簿(11名)

(敬称略・順不同)

区分	組織名・団体名	職名	氏名
有識者	愛知淑徳大学人間情報学部	教 授	國 分 三 輝
教育関係者	交通安全教育 交通教育 NPO OSCN じてんしゃスクール	代 表	片 山 昇
	家庭教育 愛知県交通安全母の会	会 長	松 岡 英 子
	学校教育 愛知県教育委員会 義務教育課	主席指導主事	塩野谷 文 雄
		愛知県教育委員会 保健体育課	課長補佐
交通安全推進関係者	一般財団法人 愛知県交通安全協会	常務理事兼 交通安全部長	伊 藤 清 美
	公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会	専務理事	小 林 眞
	愛知県警察本部交通部交通総務課 交通死亡事故抑止総合戦略室	室 長	志 治 正 己
自転車活用推進関係者	特定非営利活動法人 市民・自転車フォーラム	理 事 長	木 村 雄 二
	愛知県建設局 道路維持課	担当課長	林 克 行
自転車販売関係者	愛知県自転車モーター商協同組合	理 事 長	高 野 守 夫